

令和4年3月25日（金）

## 令和4年第3回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和4年第3回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は15名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古  
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ  
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、5番：玉元正助委員、6番：砂川佳弘委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の国仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい  
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、交換移転・賃貸借権、使用貸  
借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転・  
交換移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いい  
たします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転・交換移転）は9件でござ  
います。受付番号1番から9番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から9番は、別紙参考資料1ページから9ページの調査書のとおり、  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たして  
おります。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、城辺加治道集落の中央クリニック病院の東側に位置し、譲受人は民宿等を経営しながら、サトウキビ・野菜作栽培です。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、西城小学校の体育館の向かいに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、伊良部葉たばこ共同乾燥施設の向かいに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、狩俣集落のすむばり食堂の東側に位置し、譲受人は機械等も所有して規模拡大でサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員をお願いいたします。

**根間推進委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は、大野鉦山の向かいに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ・野菜作栽培です。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、航空自衛隊宮古島分屯基地から南側50mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、入江集落センターの南側20mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号8番と9番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、新里集落公民館の南東に位置し、譲受人は機械等も所有して譲渡人との交換申請でサトウキビ栽培です。

受付番号9番の説明をいたします。場所は新里集落からソバル集落向け500mに位置し、譲受人は機械等も所有して譲渡人との交換申請でサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、13番：砂川委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いいたします。

### 《 13番委員退室 》

改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

はい、16番委員

長濱委員： 受付番号4番と5番の譲受人の申請事由欄を農業経営の開始から農業経営の規模拡大に修正できないか。

議 長： はい、事務局に説明をお願いします。

國仲事務局：

受付番号4番と5番の申請事由欄を農業経営の開始から農業経営の規模拡大に訂正します。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換移転）」受付番号1番から9番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
それでは、13番委員の入室・着席を認めます。

#### 《 13番委員入室・着席 》

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）は、2件でございます。受付番号10番と11番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号10番と11番は、別紙参考資料10ページから11ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員をお願いいたします。

**上地推進委員：**

受付番号10番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の東側800㎡の圃場整備地区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号11番の説明をいたします。場所は、下地ツノジ御嶽の東側300㎡に位置し、譲受人は8年以上の農業経営で機械等も所有してカボチャ・オクラ作栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）」受付番号10番と11番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定について）」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**松川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、1件でございます。受付番号12番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号12番は、別紙参考資料12ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号12番の説明をいたします。場所は、間那津集落の南側に位置し、譲受人は機械等も所有して規模拡大でサトウキビ栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号12番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**松川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は、2件でございます。受付番号13番と14番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号13番と14番は、別紙参考資料13ページから14ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号13番と14番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、8件でございます。  
受付番号1番から8番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番から8番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号1番の説明をいたします。参考資料を参照して、場所は、佐良浜漁港から伊良部中央公民館向けに位置し、譲受人は農地中間管理機構を通して賃貸借です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は、上野陸上自衛隊分屯地の北西に位置し、譲受人は農地中間管理機構を通して賃貸借です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、仲原公民館の西側に位置し、譲受人は農地中間管理機構を通して賃貸借です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は、仲原公民館の西側に位置し、譲受人は農地中間管理機構を通して賃貸借です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮古空港の西側に位置し、譲受人は農地中間管理機構を通して賃貸借です。

受付番号6番の説明をいたします。場所は城東中学校の南側に位置し、譲受人は農地中間管理機構を通して賃貸借です。

受付番号7番・8番の説明をいたします。場所は伊良部高校から長山港向けに位置し、譲受人は農地中間管理機構を通して賃貸借です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入りますが、伊良部2区：前泊推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いいたします。

#### 《 伊良部2区推進委員退室 》

改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。それでは、伊良部2区推進委員の入室・着席を認めます。

#### 《 伊良部2区推進委員入室・着席 》

**議 長：** 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は3件でございます。  
受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、西辺中学校の裏側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

**島尻推進委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、保良集落の東側（海上保安本部・射撃練習場）の東側に位置し、譲受人は機械等も所有して40年以上の農業経営でサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員をお願いいたします。

**狩俣推進委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、西中集落の西中農村団地の南側に位置し、譲受人は機械等も所有して枝豆作栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。受付番号1番から2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

**長濱委員：**

現地調査報告をいたします。日時は令和4年3月8日（火）に調査員として5番：玉元委員、芳山会長、事務局の上地次長、池村主任、仲間さんの合計6名で調査し、日程として午前9時30分から午後3時まで現地調査、午後3時から午後3時15分まで事務局にて調査内容調整会議、3月15日の内部審査会での4条申請2件、5条申請5件、合計7件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、市営仲地団地の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん、区域に近接する区域であり、農地の広がり10ha未満の農地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、来間島のシーウッドホテルの東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の団地の農地、農業用施設の例外規定と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から5番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、ファミリーマート宮古松原南店の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・雑種地に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、市営砂川団地から上区集落向け980㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、東小学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公共施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、川平建設の北東に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん、区域に近接する区域であり、農地の広がり10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮古総合開発ビルの北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・段差等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。3月14日に平良地区農地パトロールを行い、場所は平良トゥリバーの東側、臨港道路マリーナ線に隣接した窪地であって、表土は浅く、土質はビーチコーラル状の農地に適さない土質であることから、長年農地利用がなく荒廃化していて、将来も農地利用が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。3月10日に城辺地区農地パトロールを行い、場所は、県営長南地区土地改良事業の事業区域から除外された土地で、周辺は宅地が点在しており、当該地は宅地跡地で国土調査により地目が畑となったが、これまで農地として利用がなく荒廃化しているため、将来も農地利用が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。3月11日に下地地区農地パトロールを行い、場所は、昔は墓地のあった極小地で、墓地の撤去後20年以上原野状態であるため、将来も農地利用が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号4番の説明をいたします。3月7日に伊良部地区農地パトロールを行い、場所は、池間湿原の近傍地、県道池間大浦線（一週道路）沿いであって、土質は岩盤地で耕土深も浅く、耕作地に適さない農地であるため、今後も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号5番の説明をいたします。3月7日に伊良部地区農地パトロールを行い、場所は、伊良部大橋海の駅から市道伊良部10号線を佐良浜方面に向け約1.0kmの市道伊良部10号線沿いに位置し、現況は土質は岩盤地で耕土深も浅く、高木も生い茂り、長年農地利用がなく原野化が著しい状態であるため、今後も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号6番の説明をいたします。3月7日に伊良部地区農地パトロールを行い、場所は、伊良部勤労者体育センター野球場の南方面、國仲入江沿いに位置し、20年以上前から農地利用がなく原野化が著しい状態であるため、今後も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号7番の説明をいたします。3月7日に伊良部地区農地パトロールを行い、場所は、宮古製糖伊良部工場の南東方面約300mの県道長山港佐良浜線沿いに位置し、20年以上前から農地利用がなく原野化が著しい状況であるため、今後も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、日程第8議案第7号、「別段の面積（下限面積）の設定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

議案第7号の別段の面積（下限面積）の設定についてを朗読説明する。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

はい、4番委員、13番委員

仲里委員：

下限面積には変わらないが、新規就農者に対しては、今回提出された（案）に関しては、ぜひ取り組んでほしいと思いますが。

砂川委員：

25アールとの面積については、畑の面積なのか、施設への面積なのか。

國仲事務局：

25アールの面積に施設等の建設を行い、残地には路地栽培も行っていいということです。

各委員：

新規就農者に対しては農政課と一緒に取り組んで行くことが大事だと思います。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第7号、「別段の面積（下限面積）の設定について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

はい、16番委員

長濱委員：

下地島の残地耕作の件について、農業委員全員の承認をもらって、会長と伊良部地区農業委員で農地の耕作利用を要請したいと思いますが、委員の皆様の承認を宜しくお願いします。

議 長： ほかに発言ありませでしょうか。

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、  
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和4年第3回宮古島市農業委員会総会を閉会  
いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和4年3月25日

会 長 芳 山 辰 巳  
5 番 委 員 玉 元 正 助  
6 番 委 員 砂 川 佳 弘